

京都市上下水道局請負工事検査要綱

制定	平成14年4月	1日
改正	平成15年3月31日	
	平成16年4月	1日
	平成21年4月	1日
	平成22年4月	1日
	平成29年4月	1日
	令和4年10月	1日

(趣 旨)

第1条 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第40条の規定に基づき、上下水道局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正な施行を確認するため、検査について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において「検査担当課長」とは、監理課担当課長をいう。ただし、監理課担当課長が第3項に規定する工事担当課長である場合は、技術監理室長が指定する者をいう。

2 この要綱において「検査員」とは、検査担当課長が指定する者をいう。

3 この要綱において「工事担当課長」とは、京都市上下水道局請負工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）第2条第1項に規定する課、場又は所の長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類及び時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 完 成 検 査 工事が完成したときに行う。

(2) 一部完成検査 工事の完成に先立って、引渡しを受けるべきことを指定した部分の工事が完成したときに行う。

(3) 部 分 検 査 工事の完成前に、既済部分に応じて代価の一部を支払うときに行う。

(4) 確 認 検 査 工事施行の途中において、必要があるときに行う。

(検査員の指名)

第4条 検査担当課長は、工事ごとに担当の検査員を指名するものとする。

(検査の基準)

第5条 検査は基準等に基づいて適正に行わなければならない。

2 検査に必要な基準等は、別に定める。

(検査実施の通知)

第6条 検査担当課長は、工事担当課長から検査依頼の通知を受けたときは、協議のうえ検査の期日及び検査員の氏名その他検査に必要な事項を工事担当課長に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第7条 検査員が、検査を実施するに当たり、監督要綱第2条第2項に規定する監督員が立会うこととする。

(検査の中止)

第8条 検査員は、適正な検査を実施できないと認めるときは、検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告しなければならない。

(破壊等の検査)

第9条 検査員は、検査を実施するに当たり必要があると認められるときは、その理由を受注者に書面により通知し、その必要な最小限度において破壊等の方法を用いて検査することができ

る。この場合において、取壊した部分の復旧は、検査担当課長が期限を指定して受注者の負担により行わせなければならない。

(検査の結果報告)

第10条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書（別記様式）を作成し、検査担当課長に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、京都市上下水道局工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定を行わなければならない。

(手続等の省略)

第12条 規程第33条第1項第1号の規定に基づき契約書の作成が省略される工事契約及び同項第2号の規定に基づき単価契約により締結された工事契約については、本要綱の適用を除外することができる。

(帳票)

第13条 この要綱に基づく帳票の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。